

# 相続人は “ふるさと”

自分が築いた財産を地域の福祉に役立てたい

遺言による寄付をお考えのみなさまへ

社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

## ごあいさつ

近年、人生の終わりに備える「終活」に関心が高まる中、「大切な財産を自分の死後、社会のために役立てたい」という遺贈寄付を望む声が増えてきています。

遺贈寄付は「自分に見合った生活を送り、子どもたちにも財産を残した上で、なお財産が残っていれば社会のために役立てたい、あるいは、その一部を住み慣れた地域の福祉に活用したい」といった内容でも十分であり、もちろん額の多寡も問いません。

遺贈寄付の門戸は世間で知られているより広く、誰もが負担なく想いをかたちにできるものでもあります。

遺贈寄付は、誰もができる“人生最後の社会貢献”といわれています。あなたの想いが未来に届くように、ご自分の意思を明確にしておくことが大切です。

伊勢市社会福祉協議会では、遺贈寄付に関する正しい知識や情報を伝えていくとともに、関係する相談機関や専門家と連携して、その手続きをサポートすることを目的に、遺贈寄付に関する相談窓口を設置しています。また、より多くの皆様に、遺贈についての理解を深めていただくために、遺贈による寄付の方法やその流れなどをわかりやすくまとめたパンフレットを作成しました。

遺贈寄付の受取人として、非営利団体・法人を指定することにより、大切な財産を幅広く社会福祉活動に役立てることが可能です。

伊勢市社会福祉協議会を受取人として指定していただくと、あなたの大切な財産が、伊勢市の地域福祉、地域の助けあい活動に活かされます。

このパンフレットが、そうした願いを持つ皆様方の一助になれば幸いです。

社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会



私の思いを受けてください・・・

～ハナミズキの花言葉～

## 「遺贈」とは

「遺贈」とは、遺言書によって、ご自身の財産を特定の個人や団体に分けることをいいます。

「遺贈」は遺言書を残すことによって可能になります。遺言書は故人の遺志として、民法が定めている法定相続（5ページ参照）の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

遺言書がない場合、財産は民法によって定められた親族に、民法によって定められた割合で分割相続されます。また、法定相続人がいない場合、遺産は国のものになります。

# 「遺言書」を残すメリット

## 1. 相続人同士の争いを未然に防ぐことができます

遺言がない場合、遺産の分け方を決めるには、相続人全員で遺産分けの話し合い（遺産分割協議）を行い、相続人全員の意見を一致させなければいけません。遺産分割協議がまとまらないと相続人の間で争う結果になり、家庭裁判所による調停、審判が行われることとなります。

遺言書を残せば、何を誰にどの割合で相続させるか決められているので、相続人全員で話し合う必要がなくなります。

## 2. 法定相続人でない者にも財産分けができます（遺贈）

法定相続人に、子の配偶者（例えば長男の妻）や孫、内縁の妻は入っていませんが、遺言書に記載することで財産を渡すことができます。

また、生前お世話になった法人などに寄付したい場合や公益法人、母校などへ寄付することで財産を社会に役立てたい場合も、遺言書に残すことで可能となります。

## 3. 生前のうちに遺産の分け方を決めることができます

生前のうちに遺言で、分割の具体的な方法、すなわち、各相続人に渡す遺産を具体的に定めることができます。

例) 預貯金のうち、〇〇銀行〇〇支店 普通預金の相続開始時の残高の全額を次男に相続させたい。

家業を継いでいる長男に、事業に必要な株式と不動産を残したい。

また、法定相続分とは異なった配分を、遺言で決めておくことも可能です。

例) 全財産を妻に相続させたい。

面倒をみてくれた長女など、特定の子どもに、より多くの財産を残したい。



家族の和合

～ピンクのバーベナの花言葉～

# 「遺言書」の種類

通常の「遺言書」とは、自筆証書遺言書、公正証書遺言書、秘密証書遺言書の3種類を指します。ただし、秘密証書遺言書は、メリットよりもデメリットが大きいいため、ほとんど採用されることがありません。

ここでは、一般的な自筆証書遺言書、公正証書遺言書の作成方法および長所・短所について説明します。

## 1. 遺言書の種類・作成方法

|           | 自筆証書遺言書                             | 公正証書遺言書                              |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 作成方法      | 遺言者が、遺言書の本文・日付(作成年月日)・氏名を全て自筆し、押印する | 遺言者が公証人の立会いで遺言の内容について説明し、それを公証人が筆記する |
| 作成場所      | 自由                                  | 原則として公証役場                            |
| 保管場所      | 規定はない<br>2020年7月10日から法務局における保管制度開始  | 公証役場                                 |
| 家庭裁判所の検認* | 法務局保管の場合は不要<br>それ以外の場合は必要           | 不要                                   |

## 2. 各遺言書の長所・短所

|    | 自筆証書遺言書  | 公正証書遺言書   |
|----|--|---|
| 長所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● いつでも、どこでも作成でき、自由に書き換えが可能である</li> <li>● 証人は不要であり、人に知られずに作成できる</li> <li>● 費用がかからない</li> <li>● 法務局保管制度を利用すれば、保管の安全性を確保でき、検認手続きも不要である</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公証人が作成するため、内容が明確で、安心である</li> <li>● 公証役場で保管するため、紛失・偽造・変造・隠匿などの危険性がない</li> <li>● 字が書けなくても作成できる</li> <li>● 検認手続きが不要である</li> </ul> |
| 短所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自筆であるため、字が書けないと利用できない</li> <li>● 法務局保管制度を利用しない場合は、紛失・偽造・変造・隠匿などの危険性がある</li> <li>● 内容不備によりトラブルが起りやすい</li> <li>● 発見者が家庭裁判所に手続きをすることになる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公証人が関与するため、作業手続きが煩雑である</li> <li>● 遺言書の存在と内容を秘密にできない</li> <li>● 証人2人以上の立会いが必要である</li> <li>● 公証人の手数料等の費用がかかる</li> </ul>          |

\* 検認 … 遺言者の死後、偽造や変造が行われていないか家庭裁判所が行う検認手続き。検認を受けないと遺言を執行できません。

家庭裁判所への遺言書の提出を怠り、その検認を経ないで遺言を執行した者、あるいは封印されている遺言書を家庭裁判所外で開封した者は、民法により、5万円以下の過料に処すると定められています。

# 法定相続とは

法定相続とは、民法の規定に従い定められた親族に、民法によって定められた割合で分割相続することをいいます。

相続できる対象となる「法定相続人」には、大きく分けて配偶者相続人と血族相続人の2つがあります。

配偶者は常に相続人となり、血族には相続人となる順位があります。

## (1) 配偶者

※婚姻届けを出した人に限ります。

## (2) 血族相続人

第1順位 子（すでに死亡している場合はその子、孫など）

※直系卑属といいます。実子、養子は問いません。

第2順位 親（すでに死亡している場合は祖父母）

※直系尊属といいます。

第3順位 兄弟姉妹（すでに死亡している場合はその子など）

\* 先順位の人がいる場合には後順位の人には相続人になりません。

\* 養子は養親と実親の両方の相続人となることができます。

\* 相続開始時に胎児であった人は、生まれたものとみなして相続権が認められます。

ただし、死産の場合はこの取り扱いはされません。

## ● 法定相続分一覧

| 相続人              | 相続分                      |
|------------------|--------------------------|
| 配偶者のみ            | 全部                       |
| 直系卑属（子または孫）のみ    | 全部                       |
| 直系尊属（父母または祖父母）のみ | 全部                       |
| 兄弟姉妹（または甥、姪）のみ   | 全部                       |
| 配偶者と直系卑属         | 配偶者…1/2 直系卑属…1/2         |
| 配偶者と直系尊属         | 配偶者…2/3 直系尊属…1/3         |
| 配偶者と兄弟姉妹（または甥、姪） | 配偶者…3/4 兄弟姉妹（または甥、姪）…1/4 |

## 遺留分について

ご自身の財産は原則として、遺言によって自由に相続分を指定したり、遺贈をすることができます。遺留分とは、遺言書の内容に関わらず、民法が定める法定相続人に対して法律が保障している最低限の相続分をいいます。

遺言書を作成して財産の寄付を行う場合には、この遺留分についてご理解いただき、慎重にご検討ください。

### ● 法定相続分一覧

| 相 続 人            | 遺 留 分            |
|------------------|------------------|
| 配偶者のみ            | 配偶者に 1/2         |
| 直系卑属（子または孫）のみ    | 直系卑属に 1/2        |
| 直系尊属（父母または祖父母）のみ | 直系尊属に 1/3        |
| 配偶者と直系卑属         | 配偶者…1/4 直系卑属…1/4 |
| 配偶者と直系尊属         | 配偶者…1/3 直系尊属…1/6 |

※兄弟姉妹には遺留分がありません。

## 遺言執行者について

遺言書を作成する場合、遺言執行者を指定していただくことが大切です。「未成年者及び破産者」以外なら誰でも遺言執行者になることができます。しかし、遺言執行者は、遺言の内容を確実に履行する責任を負うとともに、財産の名義変更や引渡し、登記などの複雑な手続きを行うことから、誰でもよいというわけではありません。

相続人や受遺者（遺贈を受ける人）も遺言執行者となることはできますが、中立的な立場で任務を行うことの重要性やその手続きの専門性から、弁護士や司法書士、信託銀行などに依頼するケースが多くなっております。



信頼と責任感 ～雪割草の花言葉～



# 伊勢市社会福祉協議会への

## 遺贈寄付について

### 社会福祉協議会とは

地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通して、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を進めています。

「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられている「公共性」、「公益性」の高い民間の非営利組織です。

遺贈寄付は  
“未来をデザインする切符”



未来に向けた明るい希望 ～アヤメの花言葉～

このような福祉活動に役立ててみませんか



伊勢市社会福祉協議会にいただいた遺贈寄付は、地域の福祉活動のサポートにつながります。

例えばこんな活動のサポートに・・・



生活に困窮している人たちの  
相談支援



身近な地域の相談窓口



高齢者が気軽に集える  
会食サービス

ふるさとの未来に届ける・・・



福祉体験学習



親子の交流の場 子育てサロン

## 税制上の優遇措置

遺贈による寄付金は、租税特別措置法第 70 条の規定に基づき相続税が非課税となる優遇措置があります。

遺言がない場合であっても、ご遺族の方が故人のご遺志を引き継ぎ、相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内）に、伊勢市社会福祉協議会などの社会福祉法人に寄付された場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。

## お願い

不動産や有価証券などの現金以外のご寄付につきましては、原則として遺言執行者となった方に換価処分（現金化）していただき、そのために必要な税金や諸費用を差し引いた金額にていただくことをお願いしております。

## 相続人は“ふるさと”

---

遺贈は、世代を超えてお金と思いやりが循環するひとつの寄付のかたちです。また、今の生活費や老後資金を心配することなく、誰もが負担なく想いをかたちにできるものであり、少額でも大きな意義があります。「人生で使わなかったお金」を自分の応援したいことに寄付することで未来に届け、「自分らしい」人生最後の社会貢献を実現することができます。

遺贈寄付の受取人として、伊勢市社会福祉協議会を指定していただくと、  
**あなたの大切な財産が、ふるさと（伊勢市）の地域福祉に活かされます。**



宮川堤の桜



## 相談機関

遺言内容の検討や作成にあたっては、弁護士や司法書士、税理士、金融機関など、法律関係に詳しく、信頼できる専門家にご相談されることをお勧めします。なお、相談内容により費用が発生することがあります。

### 弁護士・司法書士

遺言書の作成から遺産の分割などの相続全般に関する相談をすることができます。

弁護士・司法書士には職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富です。

各地方の弁護士会や司法書士会に相談して、弁護士・司法書士の紹介を受けることもできるほか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能です。

- 三重弁護士会 〒514-0036 津市丸之内養正町 1-1 電話 059-228-2232
- 三重県司法書士会 〒514-0036 津市丸之内養正町 17 番 17 号 電話 059-224-5171
- 伊勢市の法律相談 【問い合わせ先】伊勢市役所広報広聴課  
電話 0596-21-5515 ※伊勢市民の方に限ります

伊勢市社会福祉協議会と提携を行っている司法書士もご紹介します。

### 税理士

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。各地方の税理士会で税理士を紹介してもらうこともできます。

- 東海税理士会 伊勢支部 〒516-0037 伊勢市岩渕 1-7-17 伊勢商工会議所 4 階  
電話 0596-27-0723

伊勢市社会福祉協議会と提携を行っている税理士もご紹介します。

- 税理士法人あおぞら 〒516-0061 伊勢市宮川 2-3-17  
電話 0596-24-6770

### 金融機関

個人資産の運用管理から、遺言書の作成とその保管、遺言執行にいたるまでの業務を行っている民間の金融機関もご紹介します。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がおりますので、最寄りの金融機関へご相談ください。

伊勢市社会福祉協議会と提携を行っている銀行もご紹介します。

- 百五銀行 全店 \*一部店舗を除く (遺言信託・遺言作成サポートサービス)  
※ご相談いただければ、お取り次ぎいたします。

### 公証人

公証人は、裁判官、検察官などを永年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言書は、もっとも信頼できるものです。

- 伊勢公証役場 〒516-0037 伊勢市岩渕 2-5-1 伊勢駅前三交ビル 5 階  
電話 0596-28-6506

見つめる未来  
～ストックの花言葉～



あなたの想いを未来へ紡ぐお手伝いをいたします

## 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町 13 番 1 号

電話 : 0596-20-8610 FAX : 0596-27-2415

メール : iseshakyo-honsyo@mie.email.ne.jp

ホームページ

伊勢市社会福祉協議会

検索

<https://ise-shakyo.jp>